

特 約 条 項

本特約条項は、売主による買主に対する注文請書に記載の製品・サービス（以下「本製品」という）の売買取引に適用され、注文請書の記載と併せて、本製品の売買取引に関する契約（以下「本契約」という）を構成する。買主その他の第三者の定型書式に記載された取引条件その他売主が書面をもって適用に同意していない取引条件は、いかなる場合においても本製品の売買取引に適用されない。売主及び買主の間で別途売買契約書を締結している場合、当該売買契約書の規定が本特約条項に優先して適用される。

1. 所有権及び危険負担の移転

本製品の所有権及び危険負担は、本製品の受渡完了時に売主から買主に移転する。

2. 品質保証

売主は、本製品が、別途合意された仕様又は品質に合致していることを保証する。売主は、本製品の保証期間中、本製品の当該仕様又は品質に関し保証の責任を負うものとし、保証期間中に、本製品について明らかに売主の責に帰すると判断される品質不良を生じた場合、売主はその負担において速やかに補修又は代品交換を行うほか、納品代金額を限度として買主の被った損害につき賠償する。

売主は、いかなる場合であっても、間接的、付隨的、結果的又は特別損害に関して、それらの損害の可能性につき知らされていたとしても、賠償責任を負担しないものとする。

3. 製造物責任

買主は、本製品又は本製品を使用して製造された買主の製品に関する損害が発生し、又はそのおそれがあると認めた場合、直ちに売主に通知するとともに、原因の調査、対策その他売主が求める事項について売主に協力する。買主又は第三者に生じた損害が本製品の設計又は製造上の欠陥に起因して発生したものであると売主が認めたときは、売主は法の定めるところにより当該損害を賠償する。

買主は、本製品に関する第三者的生命、身体又は財産（本製品自体を含む）に危害が発生したことを知った場合又は危害が発生するおそれがあることを知った場合、直ちに売主に通知するとともに、売主又は売主の指定する者が本製品に関する危害の発生及び拡大を防止するために何らかの措置を講じる場合に、売主又は買主の指定する者の要請に従い、本製品に関する情報（販売先リストを含む）の提供その他当該措置に必要な協力をう。

4. 期限の利益の喪失

買主に次の各号の一に該当する事由が生じたときは、買主は、両者間の取引により生じた相手方に対する一切の債務について、当然に期限の利益を喪失するものとする。（1）本契約又は本特約条項に違反し売主が相当の期間を定めて催告しても違反事実が是正されないと。（2）不渡処分を受ける等支払停止状態に至ったとき。（3）強制執行、仮差押え、仮処分、担保

権の実行としての競売の申立てを受け、又は破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始等の申立てをし、又は申立てを受けたとき。（4）監督官庁から営業の取消、停止等の処分を受けたとき。（5）その他財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。

5. 契約解除

売主又は買主において前条各号の一に該当する事由が生じたときは、相手方は何らの催告なく直ちに本契約を解除することができる。なお、この解除は損害賠償の請求を妨げない。売主又は買主は本契約を解除したときは、買主は、売買代金を完済していない引渡し済みの本製品を売主の指示に従い売主の指定場所で売主又は売主の指定する者に返還するものとし、売主に返還するまで善良な管理者の注意をもって本製品を保管する。

6. 知的財産権

売主は、本製品が、第三者の知的財産権を侵害しないことを保証しないものとする。売主は、本製品が第三者の知的財産権を侵害していると当該第三者が主張することによって生じる全ての損害、損失その他の費用（弁護士費用を含む）について、一切の責任を負わないものとする。

7. 秘密保持

売主及び買主は、本契約に基づき知り得た相手方の秘密情報（技術上及び業務上の秘密を含むが、これらに限らない）を、相手方の事前の書面による同意なく第三者に開示若しくは漏洩又は本契約以外の目的のために利用してはならない。

8. 不可抗力

天災地変等の不可抗力、戦争、暴動、内乱、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、ストライキその他の労働争議、輸送機関の事故、その他売主の責に帰し得ない事由による本契約の全部又は一部の履行遅滞、履行不能又は不完全履行を生じた場合には、売主はその責任を負わない。この場合、本契約は履行不能の部分について当然に消滅する。不可抗力に該当する事態が発生した場合、売主及び買主は相手方に対し延滞なくその旨を通知し適切な措置をとるべき協議を行うものとする。

9. 反社会的勢力の排除

買主は、売主に対し、自ら及び自らの役職員が反社会的勢力と社会的に避難されるべき関係にないことを確約するとともに、将来にわたってもこれらを遵守することを保証する。売主は、買主が本項に違反した場合、何らの催告をしないで直ちに本契約を解除することができる。

10. 変更

本特約条項の内容は、買主への事前通告なく、売主によって変更されることがある。

11. 準拠法・合意管轄裁判所

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。